

第2部 意匠登録の要件

意匠登録出願されたもの(注)が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→第2部第1章)
- (2) 新規性を有すること (→第2部第2章)
- (3) 創作非容易性を有すること (→第2部第3章)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→第2部第4章)

(注)

上記の要件を満たしている意匠であっても、意匠登録出願が以下のいずれかに該当するときは、意匠登録を受けることができない。

- (1) その意匠登録出願が下記の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
 - ①意匠法第5条(意匠登録を受けることができない意匠)
 - ②意匠法第8条(組物の意匠)
 - ③意匠法第9条第1項又は第2項(先願)
 - ④意匠法第10条第1項から第3項(関連意匠)
 - ⑤意匠法第15条第1項において準用する特許法第38条(共同出願)
 - ⑥意匠法第68条第3項において準用する特許法第25条(外国人の権利の享有)
- (2) その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
- (3) その意匠登録出願が意匠法第7条に規定する要件を満たしていないとき。
- (4) その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

第1章 工業上利用することができる意匠

21 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

（第2項略）

意匠法施行規則

様式第6〔備考〕

7 図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもちて当該図の記載に代えることができる。

9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- 10 平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。
- 12 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略箇所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示す等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。
- 15 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。
- 16 部分拡大図を描くときは、その拡大箇所を当該部分拡大図のものと図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。
- 18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び14の図を加える。
- 19 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 20 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 21 衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用等した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものについては、次に掲げる方法の少なくともいずれか一方により意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるときは、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができる。
 - イ 願書の「【意匠の説明】」の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載する。
 - ロ 願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等する。
- 25 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
 - イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
 - ロ 外周の外周、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。

ハ 外周の外面、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

21.1 意匠法第3条第1項柱書の規定

意匠法第3条第1項柱書は、意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しなければ、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならず、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→21.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→21.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→21.1.3)

21.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法は意匠の創作を保護するための法律であり、意匠とは、物品の形態であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→21.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→21.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→21.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→21.1.1.4)

21.1.1.1 物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならない、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、意匠とは認められない。

(1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

(2) 物品と認められないものの例

①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、

工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立てバンガローは、物品と認められる。

②固体以外のもの

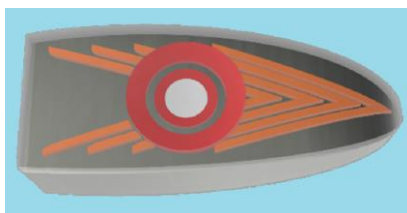
電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

なお、点灯部を有する物品（注）であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う。

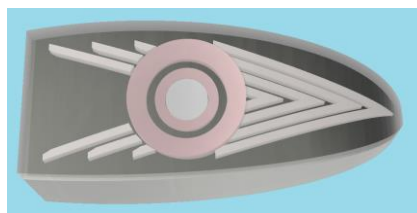
（注）例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

【事例】自動車用尾灯

【正面図】



【消灯状態を示す正面図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

（本事例においては、事例の明確化のために「消灯状態を示す正面図」も記載しているが、同図の記載がなくても、点灯部の形態の特定には支障が無いものと認められる。）

③粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

④物品の一部であるもの

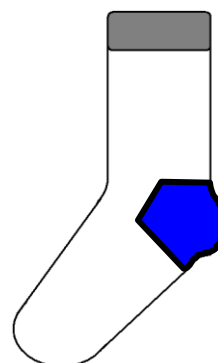
その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、それのみで通常の取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品（部分品）は、それが互換性を有しており、かつ通常の取引状態において独立の製品として取り引きされている場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」



「靴下」



21.1.1.2 物品自体の形態であること

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められないものは、意匠とは認められない。

(1) 物品自体の形態について

物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形態をいう。

(2) 物品自体の形態と認められないものの例

①販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自体の形態と認められる。

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

(1) 美感について

意匠法第2条第1項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

(2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

- ①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの
- ②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

②意匠の形態

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品全体の形態が図面に表されていない場合は、図面において開示されていない範囲の形態（規則に従い省略した場合を除く）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分についての部分意匠として取り扱う（具体的な取り扱いについては第7部第1章参照）。また、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

- ①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合

- ②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

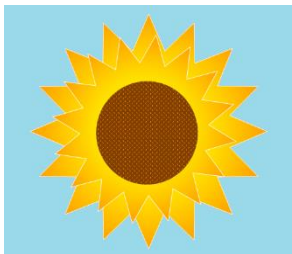
願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、以下のように具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合
- ②図が相互に一致せず、意匠の内容を特定できない場合
- ③図面、写真などが不鮮明な場合
 - （i）図面、写真などが不鮮明であることなどにより、正確に意匠の内容を知ることができない場合
 - （ii）背景、ハイライト、陰影などがあらわされたものであるか否かが判断できず、正確に意匠の内容を特定できない場合

例えば、下の例のように、図全体が出願の意匠の形態を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

背景の彩色についての説明が必要なものの例
意匠に係る物品「装飾用シール」

【表面図】



出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのかが不明

※説明の都合上、その他の図は省略した。

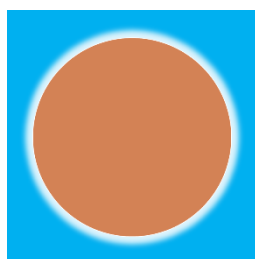
- （iii）点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことによ

り、意匠の形態が不明確となる場合ただし、点灯した状態のみを表していても、意匠の形態の特定に支障が無い場合、又は消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形態が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認める。

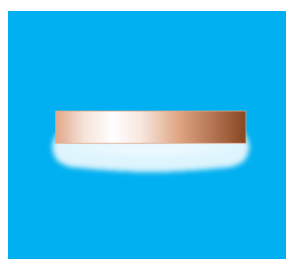
点灯した状態のみを表しており、形態が特定できないものの例

意匠に係る物品「天井じか付け灯」

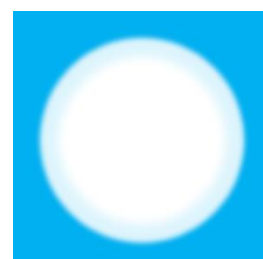
【平面図】



【正面図】



【底面図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

④意匠が抽象的に説明されている場合

願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合

⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

(意匠法第6条第3項)

⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (意匠法第6条第4項) (意匠法施行規則様式第6備考20)

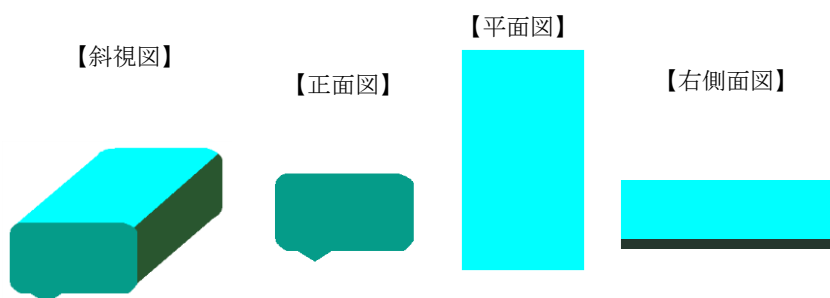
⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。 (意匠法第6条第6項)

⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (意匠法第6条第7項) (意匠施行規則様式第6備考25)

⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合。

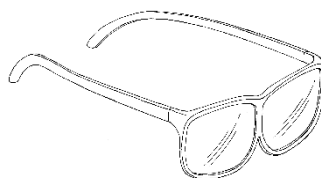
意匠が特定できないものの例
意匠に係る物品「消しゴム」



※説明がないと、面ごとに異なる色彩である創作なのか、単色の創作で光の当たり方による陰の濃さの変化により色彩に違いが出ているのか明確でない。

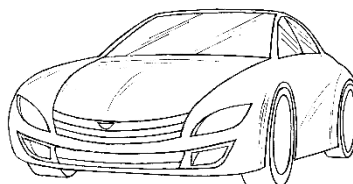
ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合（意匠法施行規則様式第6備考7）、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合を除く

説明の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかと認められるものの例



意匠に係る物品「眼鏡」

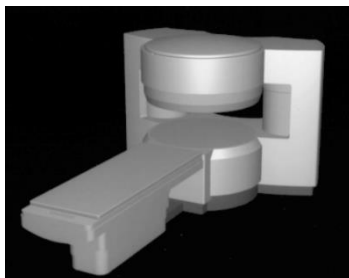
「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない。



意匠に係る物品「乗用自動車」

「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない。

説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例



意匠に係る物品「医療用画像撮影機」 意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

物品に表された文字、標識は、専ら情報伝達のためだけに使用されているものを除き、意匠を構成するものとして扱う。

専ら情報伝達のためだけに使用されている文字等の例

- a 新聞、書籍の文章部分
- b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

- (i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合。

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、図を省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。（部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2に従い判断する。）

なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一又は対称なのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することで、図示を省略してもよい。

また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図に代えて記載してもよい。

この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

(ii) 各図の縮尺が相違し、一の意匠が特定できない場合
ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

(iii) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していないことにより、具体的な一の意匠の内容を特定することができない場合（意匠法施行規則様式第6備考9）

⑪ 平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

(i) 図が表面図及び裏面図等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合。

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。（部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2 に従い判断する。）

なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

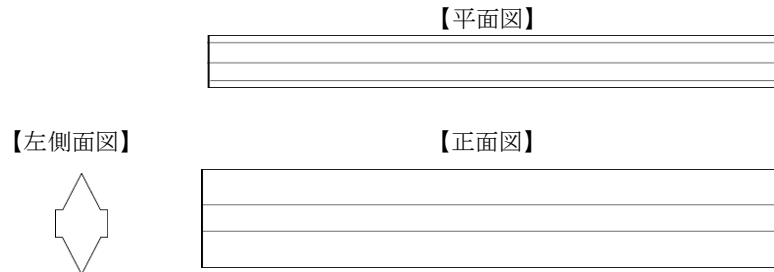
(ii) 各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合。
ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

（注）平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

⑫ 形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合（意匠法施行規則様式第6備考12）

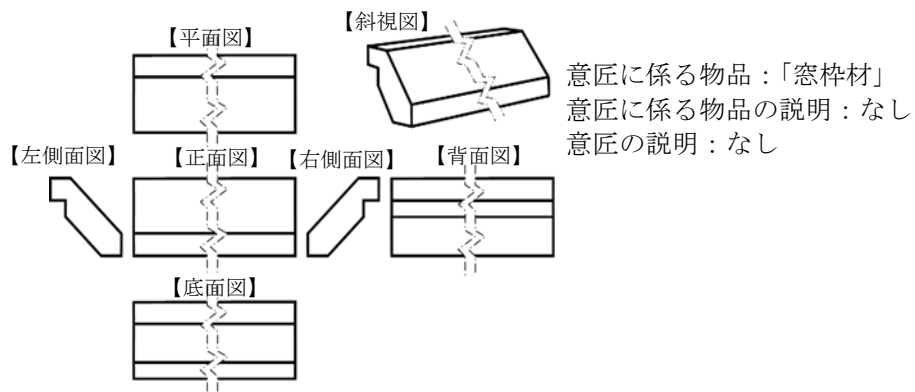
以下の各例については連続状態が明らかであると判断する。

連続状態が明らかに分かるものの例①



意匠に係る物品：「針金」
 意匠に係る物品の説明：なし
 意匠の説明：背面図は正面図と、右側面図は左側面図と、底面図は平面図と同一につき、省略する。この意匠は、正面図において左右にのみ連続するものである。

連続状態が明らかに分かるものの例②

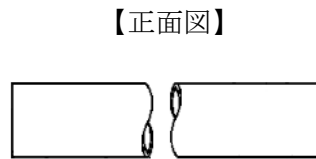


意匠に係る物品：「窓枠材」
 意匠に係る物品の説明：なし
 意匠の説明：なし

図面の記載及び「窓枠材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が、同じ形状または模様が一方方向にのみ連続または繰り返し連続するもの（以下、「長尺物」という）のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

連続状態が明らかに分かるものの例③



【右側面図】



意匠に係る物品：「排気管材」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：左側面図は右側面図と、背面図、平面図、底面図は正面図と同一につき、省略する。

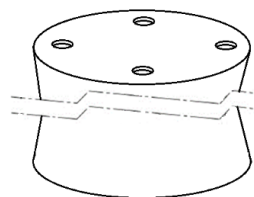
図面の記載及び「排気管材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が長尺物のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

⑬意匠法施行規則様式第6備考13によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

- (i) 何れの部位を省略しているのか不明確である場合
- (ii) 省略箇所が不適切であったり、省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がないこと等から、意匠登録を受けようとする意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲を特定できない場合

意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲が不明なもの例

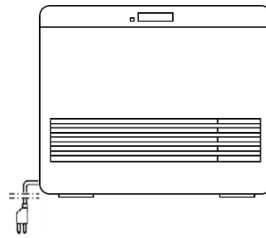


意匠に係る物品：「護岸ブロック」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるものであって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものである場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。

省略箇所の説明がなくとも意匠の内容が特定できるものの例



意匠に係る物品：
「温風暖房機」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

⑭ 6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合

- (i) 意匠法施行規則様式第6備考14に規定する展開図、断面図、拡大図など
- (ii) 積み木、組木にあつては意匠法施行規則様式第6備考19に規定する斜視図

⑮ 断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合

- (i) 切断面に平行斜線が不完全又ははない場合
- (ii) 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。（意匠法施行規則様式第6備考15）

⑯ 部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合（意匠法施行規則様式第6備考16）

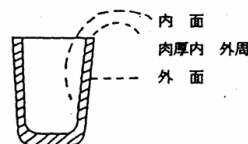
⑰ 分離できる物品が下記に該当する場合

ふたと本体のように分離することができる物品であつて、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合（意匠法施行規則様式第6備考18）

⑱ 透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考25の規定によって作成されていない場合

（注） 備考25に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示



- (i) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考25イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。

- (ii) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考25ロ、ハの要領で表す。

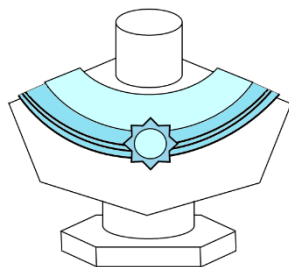
なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。(意匠法第6条第7項) (上記⑧参照)

⑱図面中(参考図を除く)に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

図面中(参考図を除く)には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例

【事例】「首飾り」



【意匠の説明】

白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、意匠登録を受けようとする意匠の形態が不明であり、意匠が具体的にないものの例

【事例】「マフラー」



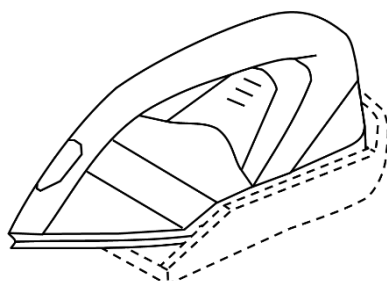
【意匠の説明】

写真中、黒い針金で形成した展示具及びテーブルクロスは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

⑳出願に係る意匠の意匠に係る物品が不明である場合

【事例】Part of Iron



【意匠の説明】

なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

意匠に係る物品の欄の記載が不適切であり、かつ、意匠の説明の欄の記載もなく、図面の記載をみても、意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台を含めたものであって、そのアイロン本体を部分意匠として出願しているのか、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明であり、具体的な意匠と認められない。

21.1.3 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限られる。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的方法により量産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

(1) 工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実には工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

(2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工

業上利用することができるものに該当しない。

②土地建物などの不動産

工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。（上記21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照）

③純粋美術の分野に属する著作物

このような著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。